

2023年7月から

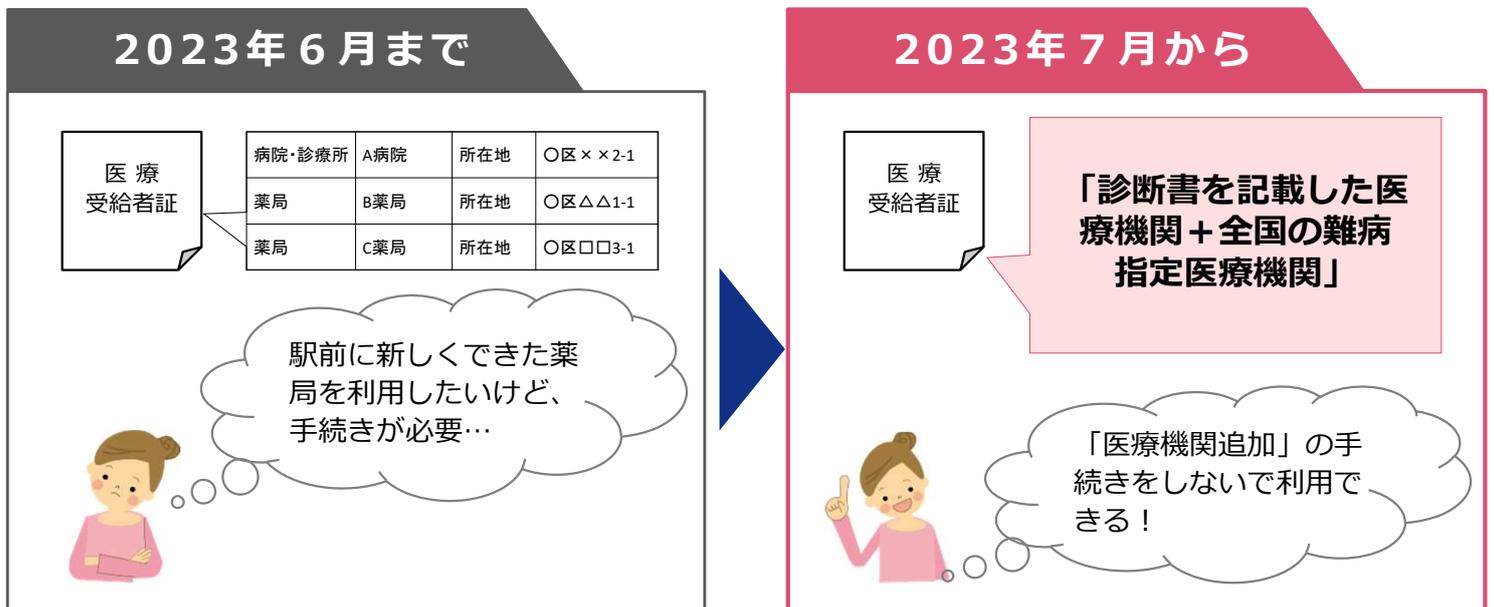
## 指定難病の医療受給者証の 指定医療機関の記載が変わります

2023年7月以降、福井県が発行する医療受給者証には  
「個別の指定医療機関の名称」ではなく「診断書を記載した医療機  
関+全国の難病指定医療機関」と記載します。

そのため、「全国の難病指定医療機関」であれば、新たに利用する  
指定医療機関（※1）として事前の申請をしなくても、助成対象とし  
て受診できるようになります（※2）。

（※1）医療機関が「難病法に基づく指定医療機関の指定」を受けているかどうかは、各都道府  
県・指定都市のHPにおいてご確認ください。

（※2）新規・更新申請時はこれまでと同様、申請書に利用する医療機関すべてを記載してくだ  
さい。医療機関追加の変更申請は不要です。指定医療機関の包括的な記載は、7月以降受  
理の新規申請後および更新申請後に発行の受給者証から実施します。



### 《現在お持ちの医療受給者証について》

現在お持ちの医療受給者証には、「個別の指定医療機関の名称」が記載されて  
いますが、2023年7月以降は、医療機関追加の手続きを行うことなく、  
利用可能ですので、次回更新時までそのままご使用ください。

（問い合わせ先）

福井県健康福祉部健康医療局保健予防課 疾病対策グループ

TEL:0776-20-0350 FAX:0776-20-0643